

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

(地域福祉課)二七五

告 示

道路の区域変更

(道路維持課)二七七

車両制限令第三条第一項第二号イの規定に基づく道路の指定に関する告示の一部改正

(同)二七八

車両制限令第三条第一項第三号の規定に基づく道路の指定に関する告示の一部改正

(同)二七八

公 示

県営土地改良事業計画の決定

(農地整備課)二七九

県営土地改良事業計画の変更の決定
土地改良区役員 の 退任

(同)二七九
(可茂農林事務所)二八〇

雑 報

「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書(岐阜県)平成二十六年八月」に基づく事後調査報告書(令和五年度)の公告

(環境管理課)二八〇

規 則

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年六月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十八号

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県生活保護法施行細則(昭和五十年岐阜県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第十六条の六(見出しを含む。)中「進学準備給付金支給申請書」を「進学・就職準備給付金支給申請書」に改める。

第十六条の七の見出しを「進学・就職準備給付金支給(不支給)決定調書」に改め、同条中「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「進学準備給付金支給(不支給)決定調書」を「進学・就職準備給付金支給(不支給)決定調書」に改める。

第十六条の八の見出しを「進学・就職準備給付金支給(不支給)決定通知書」に改め、同条中「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「進学準備給付金支給(不支給)決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給(不支給)決定通知書」に改める。

別記第三十四号の十一様式を次のように改める。

第34号の11様式(第16条の6関係)

進学・就職準備給付金支給申請書

年 月 日

県事務所等の長 様

申請者
(進学・就職する者) 氏名
住所又は居所
個人番号

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 世帯主の氏名 _____

2 申請者の生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 進学・就職先(大学名、会社名等) _____

4 進学・就職後の居住先(該当する□にチェックを入れてください。)

- 進学・就職前の住宅と同じ
- 転居により進学・就職前と異なる住居に居住(居住(予定)地を記載してください。)
- 居住(予定)地 _____

5 就職の場合、申請者又は申請者が属する世帯が、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

[Blank box for reason of income maintenance]

6 関係書類

(1) 進学の場合

- ① 入学手続に着手していることを確認することができる書類として、以下のいずれか

・入学金を納入したことを証明する書類の写し

- ・入学金の延納(進学後に納付すること。)を申請した書類の写し
- ・入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し

② 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し

③ その他支給決定に当たり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備することができない場合は、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

(2) 就職の場合

① 就職する見込みであることを確認することができる書類として、以下のいずれか

- ・内定通知書、事業主の発行する就職予定証明書等
- ・個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
- ・その他確実に就職先に就職することを証する書類

② 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し

③ その他支給決定に当たり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備することができない場合は、賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでにこれらの書類を提出してください。

7 進学・就職準備給付金振込先(申請者名義の口座に限ります。)

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合

(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 _____ 支店(ゆうちょ銀行を除く。)

記 号 _____ 支店(ゆうちょ銀行のみ記載)

預金種類 普通預金 当座預金

(該当する□にチェックを入れてください。)

口座番号 _____ (右に詰めて記載してください。)

(カ ナ) _____

口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人を確認することができる通帳の写しなどの書類を添付してください。

※ この給付金については公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録をしている場合も上記の記載をお願いします。

岐阜県告示第二百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年六月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年六月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	百五十六号	郡上市高鷲町大鷲字松木河原一五四八番一地先から同市同町西洞字松之木二三八六番六地先まで	前 後	二〇・〇 二五・九	一・三 一・七	

岐阜県告示第二百八十六号

車両制限令第三条第一項第二号イの規定に基づく道路の指定に関する告示（平成二十六年岐阜県告示第二百二十七号）の一部を次のように改正し、令和六年七月一日から適用する。

令和六年六月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

指定する道路の表中

県道	各務原線 美濃加茂線	各務原市鷺沼東町四丁目二番地先から美濃加茂市御門町二丁目字赤池上三二四番一地先まで	平成三〇・四・一
----	---------------	---	----------

を

岐阜県告示第二百八十七号

車両制限令第三条第一項第三号の規定に基づく道路の指定に関する告示（平成二十六年岐阜県告示第二百二十八号）の一部を次のように改正し、令和六年七月一日から適用する。

令和六年六月二十八日

改める。

改める。

岐阜県告示第二百八十七号

車両制限令第三条第一項第三号の規定に基づく道路の指定に関する告示（平成二十六年岐阜県告示第二百二十八号）の一部を次のように改正し、令和六年七月一日から適用する。

令和六年六月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一の表中

県道	各務原線 美濃加茂線	各務原市鷺沼東町四丁目二番地先から美濃加茂市御門町二丁目字赤池上三二四番一地先まで	平成三〇・四・一
県道	岐南線	羽島郡岐南町平成五丁目八番地先から同郡同町同四丁目二番地先まで	令和六・七・一
一の表中		岐阜市六条大溝二丁目一六番一〇地先から同市柳津町上佐波西五丁目一番地先まで	平成二六・四・一
		大垣市墨俣町墨俣字下町官有無番地先（八八四番四）から同市旭町二丁目九番一地先まで	同
		岐阜市六条大溝二丁目一六番一〇地先から同市茶屋新田三丁目一五番一地先まで	令和六・七・一
		大垣市墨俣町墨俣字下町官有無番地先（八八四番四）から同市旭町二丁目九番一地先まで	平成二六・四・一

に

を

に

<table border="1"> <tr><td>県道</td></tr> <tr><td>美濃加線</td></tr> <tr><td>加茂郡富加町大平賀字後平一五九五番一地从先から 美濃市松森字上巾上五五八番六地从先まで</td></tr> <tr><td>同</td></tr> </table>	県道	美濃加線	加茂郡富加町大平賀字後平一五九五番一地从先から 美濃市松森字上巾上五五八番六地从先まで	同	<table border="1"> <tr><td>岐阜市柳津町東塚三丁目八〇番地先から 同 市茜部新所一丁目三番地先まで</td></tr> <tr><td>令和六・七・一</td></tr> </table>	岐阜市柳津町東塚三丁目八〇番地先から 同 市茜部新所一丁目三番地先まで	令和六・七・一	<table border="1"> <tr><td>岐阜市茜部菱野一丁目五六番地先から 同 市茜部新所一丁目三番地先まで</td></tr> <tr><td>令和元・七・三一</td></tr> </table>	岐阜市茜部菱野一丁目五六番地先から 同 市茜部新所一丁目三番地先まで	令和元・七・三一	<table border="1"> <tr><td>岐阜市柳津町流通センター二丁目三番一地从先から 同 市大脇二丁目四番地先まで</td></tr> <tr><td>令和六・七・一</td></tr> </table>	岐阜市柳津町流通センター二丁目三番一地从先から 同 市大脇二丁目四番地先まで	令和六・七・一	<table border="1"> <tr><td>岐阜市柳津町流通センター二丁目三番一地从先から 同 市茶屋新田三丁目一番一地从先まで</td></tr> <tr><td>平成三二・四・一</td></tr> </table>	岐阜市柳津町流通センター二丁目三番一地从先から 同 市茶屋新田三丁目一番一地从先まで	平成三二・四・一	<table border="1"> <tr><td>県道</td></tr> <tr><td>大嶽岐野南卓線</td></tr> <tr><td>岐阜市鏡島精華一丁目二七七一番四地从先から 瑞穂市馬場春雨町一丁目三番地先まで</td></tr> <tr><td>揖斐郡大野町大字下礪字高田一五七番一地从先から 同 郡同 町大字小衣斐字大前町三六六番地先まで</td></tr> <tr><td>令和六・七・一</td></tr> <tr><td>平成二六・四・一</td></tr> </table>	県道	大嶽岐野南卓線	岐阜市鏡島精華一丁目二七七一番四地从先から 瑞穂市馬場春雨町一丁目三番地先まで	揖斐郡大野町大字下礪字高田一五七番一地从先から 同 郡同 町大字小衣斐字大前町三六六番地先まで	令和六・七・一	平成二六・四・一	<table border="1"> <tr><td>県道</td></tr> <tr><td>大嶽岐野南卓線</td></tr> <tr><td>岐阜市鏡島精華一丁目二七七一番四地从先から 瑞穂市馬場春雨町一丁目三番地先まで</td></tr> <tr><td>平成二六・四・一</td></tr> </table>	県道	大嶽岐野南卓線	岐阜市鏡島精華一丁目二七七一番四地从先から 瑞穂市馬場春雨町一丁目三番地先まで	平成二六・四・一
県道																												
美濃加線																												
加茂郡富加町大平賀字後平一五九五番一地从先から 美濃市松森字上巾上五五八番六地从先まで																												
同																												
岐阜市柳津町東塚三丁目八〇番地先から 同 市茜部新所一丁目三番地先まで																												
令和六・七・一																												
岐阜市茜部菱野一丁目五六番地先から 同 市茜部新所一丁目三番地先まで																												
令和元・七・三一																												
岐阜市柳津町流通センター二丁目三番一地从先から 同 市大脇二丁目四番地先まで																												
令和六・七・一																												
岐阜市柳津町流通センター二丁目三番一地从先から 同 市茶屋新田三丁目一番一地从先まで																												
平成三二・四・一																												
県道																												
大嶽岐野南卓線																												
岐阜市鏡島精華一丁目二七七一番四地从先から 瑞穂市馬場春雨町一丁目三番地先まで																												
揖斐郡大野町大字下礪字高田一五七番一地从先から 同 郡同 町大字小衣斐字大前町三六六番地先まで																												
令和六・七・一																												
平成二六・四・一																												
県道																												
大嶽岐野南卓線																												
岐阜市鏡島精華一丁目二七七一番四地从先から 瑞穂市馬場春雨町一丁目三番地先まで																												
平成二六・四・一																												

を に を に を に を

<table border="1"> <tr><td>県道</td></tr> <tr><td>美濃加線</td></tr> <tr><td>加茂郡富加町大平賀字後平一五九五番一地从先から 美濃市松森字上巾上五五八番六地从先まで</td></tr> <tr><td>平成二六・四・一</td></tr> </table>	県道	美濃加線	加茂郡富加町大平賀字後平一五九五番一地从先から 美濃市松森字上巾上五五八番六地从先まで	平成二六・四・一	<table border="1"> <tr><td>県道</td></tr> <tr><td>関記念公園線</td></tr> <tr><td>関市小屋名字梅ノ木瀬一七八五番五地从先から 同市同 字五反田一四九九番一地从先まで</td></tr> <tr><td>令和六・七・一</td></tr> </table>	県道	関記念公園線	関市小屋名字梅ノ木瀬一七八五番五地从先から 同市同 字五反田一四九九番一地从先まで	令和六・七・一
県道									
美濃加線									
加茂郡富加町大平賀字後平一五九五番一地从先から 美濃市松森字上巾上五五八番六地从先まで									
平成二六・四・一									
県道									
関記念公園線									
関市小屋名字梅ノ木瀬一七八五番五地从先から 同市同 字五反田一四九九番一地从先まで									
令和六・七・一									

改める。

に

公 示

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
柿之木戸用水三期地区	大垣市役所	令和六・七・二八から 七・二九まで

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該変更後の事業計画書の写しを次のとおり縦覧

ニア都市政策部リニア対策課、瑞浪市役所みずなみ未来部企画政策課、恵那市役所建設部リニア都市計画局都市整備課、土岐市役所総務部行政経営課、可児市役所建設部都市計画課、御嵩町役場企画部企画課、東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所（岐阜）及び東海旅客鉄道株式会社岐阜西工事事務所

2 縦覧期間 令和六年六月二十九日（土）から令和六年七月二十九日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

3 縦覧時間 午前九時から午後五時まで（縦覧場所によっては異なることがあります。）

四 インターネットによる公表

事後調査報告書は、当社ホームページ（<https://jr-central.co.jp/>）においてもご覧いただけます。

五 問合せ

1 問合せ先 東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所（岐阜）

中津川市桃山町二番八二

TEL 〇五七三 六四 二〇三九

2 受付日時 午前九時から午後五時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

令和六年六月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社